



繪本  
金糸巻  
九

969  
9



門遠8  
號969  
卷9

圖書印

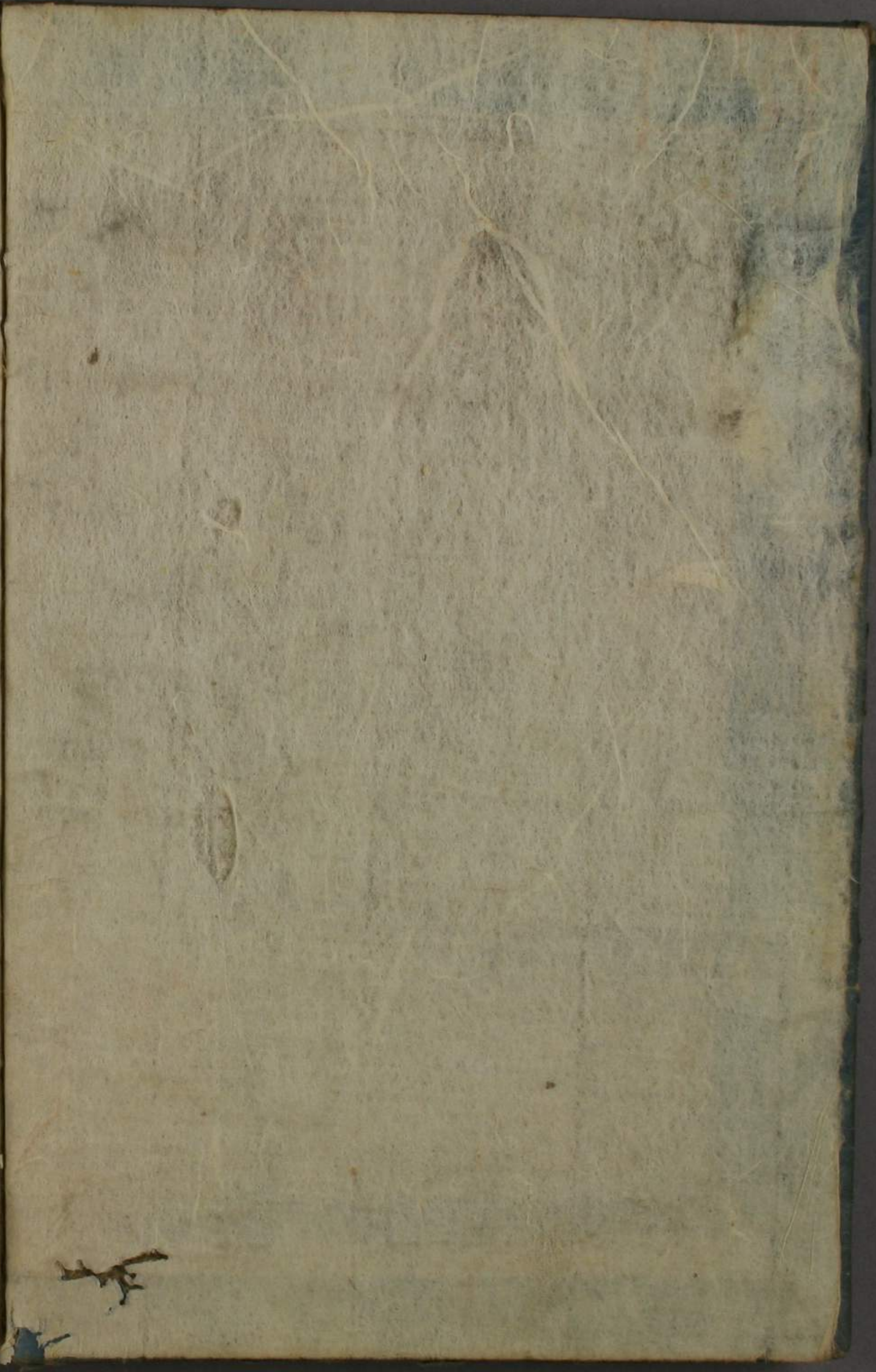


繪本金花談卷之九

目錄

於大政所邪正對決之奉

明治二十九年  
三月廿七日



此書ハ皆性ヲ變テ出セリ此ト云モノハ  
 御代ヲ怨タルガ故也至テ今見ト  
 稚童等甚々迷惑ス唯徳川家ヲ  
 怖テ重役衆ノ名ヲ包故不面白  
 依テ少々朱ヲ以テ童等ノ見安  
 カラシメムト入筆トスヲレムヘシ大忠ノ  
 高名ヲボロニ作セシ事悔テモ猶  
 悔ベシ

繪本金花談卷九

於大政所邪正對交の事

才原助由仍等々以て計を前以慈訴せし  
 下さむを奉國に誘へんと例の長村に於て  
 誠に有りし。友徳の再書帶刀がまに達し奸人の術策なす  
 あつて是れ辨の外にす。七ヶ條の罪科の負教は漸く  
 感の時前を東とるあそりてそれまのまに以て大の  
 招き言が慈辨の起た右大將家上國小達し  
 出さるは是れ對論させ邪正の裁結は遂ら  
 飛驒守自清と兵庫頭秀勝は○ん。さても  
 取上一兩日の間中々い辺とす刀改所へ出  
 雅樂守  
 伊達外記  
 勝元外記  
 藤井

と裁判せらるに水定せり。夫も付最花に帯刀が許せらる所の御紙  
 廿七ヶ條の紙文我れと字一並ら。此紙書の五ヶ條出ます。此  
 あり目々、れと御状の字、取や、目せらるふぞ。兵部、御  
 指兒姑御執と一後。我逐一此紙書取目々ふ更一ヶ條とて  
 返言はる。も存せむ。然とども才原、幼由ハ陸賈張良と  
 ろひ倒とるに辨古者平日某に中いハ切、能令何不との證、如て  
 く之政所は御出るとも秀勝が身に代り、常切と對交せむ。是ハ  
 那中ハある事、まよ難らかり。奉に降をく、是らるの、何ハ我ハ  
 取廻りて退ら由、常刀中倒とる中、い云々、れ、貞清もうち  
 くおのき才原が、各舌いふも、然人み起、れ、常刀中倒とる予  
 又上にあり。假り七分の負、事なりとも、二分通りの申解あり。ハ

常刀中倒に墜入る。又一度の人々悉く、素に志、兵部、是ハ既  
 其ハ兵部、御清令、れ、も、時、振りに、直と、奉り。我下、知、腰、取、らる、者  
 也。大抵、主、廣、一、人、の、と、也。ハ、此、紙、書、の、紙、は、然、く、才、原、に、在、也。  
 王屋相模勝元  
 せ、是、是、と、す。御、状、取、らる、と、も、さ、る、と、も、兵、部、御、取、見、ハ、謝、り、御、取、見、  
 取、刻、み、て、候。即、時、才、原、御、指、兒、御、紙、の、御、状、と、る、と、ら、る。御、取、見、  
 逐一、御、指、兒、御、紙、の、御、状、と、る、と、ら、る。其、事、代、り、大、政、所、  
 出、さ、る、と、ら、る。御、指、兒、御、紙、の、御、状、と、る、と、ら、る。御、取、見、  
 一、は、和、く、と、宣、ま、す。兵、部、御、取、見、ハ、謝、り、御、取、見、  
 才、原、御、指、兒、御、紙、の、御、状、と、る、と、ら、る。其、日、と、も、待、た、ら、る。既、ハ、二、月、十、八、日、大、政、所、の  
 裁判、才、原、御、指、兒、御、紙、の、御、状、と、る、と、ら、る。御、取、見、  
 人、ハ、中、御、指、兒、御、紙、の、御、状、と、る、と、ら、る。御、取、見、  
 酒井雅樂頭











伊勢守相殺とも不仕我を公相殺ひ其罪才六也

兵庫頭後見も惣業一情悖の仕並甚多く諸士公月分

家本同業の取扱半造法に才七也

古来より有来より旧例教を業相削り先祖の規式に相背

祖はくは例に違ふ事ハ孝道に犯す其罪才八也

先く有来より古法相削りいのおに新法教を業相違古法

相違中の國法を滅却仕の事天下之術制禁も相背の業

其罪の才九也

先祖の業民に課役中付い度且る甚くは起新の課役を

民と若くは我欲く仕方仕在の國家勉を事とする付之れ

基之其罪才十也

兵庫頭才原幼解中合毒業を以て千代を害せんと仕

暴悪不義の事下克上の罪是より大なる事其罪

才十一也

一 古毒業を以て傳士等見出さる處竊に毒原才原幼解中

調里各瓜めく。其賊を殺し自殺解小括その殺人

者瓜多ひ其罪才十二也

一 毒業調里仕得た乳母傳士嚴密に用ひ

急を以て殺す思ひやく刺害瓜くこひ千代を刺殺

と仕し折断相並の助中者足原見とある捕

其前刺者短刀瓜携へ互に同毒業を捕中

彼者即死仕得た後分りて兵庫頭才原幼解中仕

相殿と其罪之才十二也

友千代幼少の海を天候さどる人懐いたりの狂心似せ遠所に御細つとさる其まゝ威し中いそ飛く才十四也

忠節者友千代が側さるに計る我相よりびりたり竊に謀書と仰り忠誠の者ふ多々飛く相殿追追とんとお計中の其罪之才十六也

謀書と仰り忠臣の者退か車に誠忠と指すのふあり其るに計る飛く才十七也

左右式部と某常力と同士討仕せんと各地に争せし事此在の足早き我等とも在るに耐る調書相よりうたむ其罪之才十八也

去年九月十五日辛卯力在るに其罪之才十九也

去年友千代毒害の仕方ゆえに後い側にお仕る者も多付ゆに後くもあふ毒害の仕方ともゆえに其罪之才二十也

兵庫殿并才系お仕ると相計へて其罪之才二十一也

徒黨を御制禁し我之然ふを陣政才系お仕ると後意相ひらひらと其罪之相計へ其罪之才廿二也

後堂より其所認の如連判はる中めを相つらる會盟仕中其罪之才二十一也

小仕は其罪服く才廿三也

一 昔川海貝之助雷極を大悪のさど中者も先達友衛隠居仕

作初遊放仕並に其兵庫政家以竊言抱立い本家とて飛頭

里月老公分家身をもて隠立し其罪く才廿四也

一 友衛の代より行跡之支相とわいの濱沢市を流後部新を請

等之出有の年方代相後之上及我五上比五の如以前兵庫政

初お中相後之上後分仕中其罪く才廿五也

一 兵庫政家も調書成勢仕本家相後仕上とて困え年あども

とも悉く殺害仕計較もいかに其罪く才廿六也

一 去年年方く刺答を前行島双十良方も刺あさ入

竊は殺害の仕相掛い其罪く才廿七也

右例く廿七ヶ條一とて物路にへびとて事なり依て所裁判

上兵庫頭は後見を職と廢し連より京初解仕が初首以事暴

悪不思く者も庭刻は仕をなはれ老也初くも嚴き

上裁と奉希い忍憤謹言

月日

張谷常力判

一 續後りあふたのびもかお府の上とて友衛の書と得

遊解しつるころに殺書七ヶ条分より中よと上らる

遊る奉指言上と申

伊達五平代家士 服各常力誠忍誠憤謹言

一 先達隱居奉願松を為てあふたのびもかお府の上とて友衛の書と得

と申者五平代家士 一 格相後り友衛も本酒仕上付石

相と得物と帯と知辺男と者毒味仕其目より病と相罹病死仕  
足毒酒と半半分わらひ下りて止不計必毒其目瓜害

せんといはる死科早より又あつたせしむる飛と才と半

内へ後事親親並首尾相成の時と花と結を交ても殺害と仕

服薬の仕と友術病と毒出と一果毒のとも友才と半

家之仕置兵庫改動を仕方余う恨と女市方友術より

友國伝れいふお言と云言及びけ其罪才と半

前土膳と大方今村志賀其法決来撰山果と中四人の若

友遺し。自殺相ととも其罪才と半

一友術辺男と右仕場谷小左衛門と中者何と多終と彼と取上

退退は足等と忠我と者な面事調我と坊と相成りすと

忠節と其罪退は其罪才と半

一母友真事力你慈濟仕有越所純明と為出付仕は然知友

術方と渡船と毒と中者若を一第力出付と依友術より元

事と信と中いふ其とも存むの時と自にと通半相不すと

忍と命と依傍と慈濟と坊とんと仕其罪才と半

一今親事半力出付仕中在浦と名仕如即日花と結を交り

と仕はるをきと如放半途友術がとれと奪は謀之は他と友術

がと結に相成也れと取ひ下り仕てと取とる友術がと國と

状と仕とる是遺し一鶴等ととくとも是は相計に其女と仕方言

同のく中り其罪才と半

右と腹と石屋と板と存存は洲谷使と上友千代家相居り

御裁判奉取上ひに上

凡日

名判

とさうらふと上らる。此時大徳を夫座元を座元よりひ右の邊  
寄カより中なるの間。昨日双なる出され。御札のつら。寄カと對  
交付付くると有る。座元で某候とぞにせん。年な千  
代が後見付付く。知身分老婦とひ。平日多病にす。りまの  
男。家の仕事も。彼家の年寄。ある才。亦幼お中と。者。子。任  
と。た。ひ。子。付。右。兩。通。世。四。ヶ。葉。の。一。つ。た。ひ。一。つ。と。て。是。候。仕。事。の。所  
さ。り。何。と。ぞ。某。代。と。て。右。万。事。任。の。ま。知。の。才。亦。幼。お。中  
と。寄。カ。と。對。交。に。付。く。と。下。さ。る。と。云。ふ。座。元。を。枕。元。自。任  
ふ。む。ひ。び。く。相。と。う。ひ。中。づ。ら。や。自。任。の。口。也。ひ。勉。ひ。に。付。せ。才。亦

事。候。一。の。日。事。の。論。議。の。上。權。中。護。一。と。あり。し。う。兵。陣。改。を。具  
座。元。退。き。ゆ。り。さ。る。是。に。あ。り。才。亦。と。る。ま。ん。と。あ。や。て。右。候。座。元  
と。幼。解。付。が。出。さ。る。間。將。時。あ。り。る。が。座。元。相。は。實。示。と。ま。ひ  
鳴。呼。室。に。此。さ。ひ。の。為。思。ひ。一。より。若。親。お。正。の。才。速。に。相。か  
裁。許。何。の。む。事。候。と。さ。る。事。と。て。候。く。し。去。座。元。遠。の。口。也。と  
大。橋。殿。の。一。も。お。ひ。ひ。ま。と。お。方。一。度。の。對。交。も。及。ぶ。と。り。若。親  
り。り。一。の。あ。り。兵。を。得。る。事。も。之。座。元。が。口。也。の。裁。許。令。と  
ま。く。む。ひ。と。た。と。す。若。親。の。さ。れ。さ。る。が。あ。り。時。今。は。若。の。通。り  
寄。カ。が。後。世。四。ヶ。葉。の。慈。濟。と。兵。陣。改。が。相。も。ど。り。さ。る。新。ひ。さ。り  
細。う。兵。陣。改。と。ま。く。一。ヶ。葉。も。な。せ。さ。る。と。り。中。中。あ。り。と。た。身  
分。に。あ。げ。さ。る。罪。候。と。り。之。兵。陣。改。へ。難。題。候。中。う。け。と。り。ふ。ひ。の。之

多かるた虚名の罪状掛んとする事かどるべ好んごらりとも對  
交し。其状正し。已が飛きたる虚名の書どて而却て一々案も存せ  
ざる事かろがれ方系を成りしとて對交しとせんと然るに其  
いかりすや。是を成らるる已が犯し。其罪科物は徹自らの才智  
みくまひ通つて半往ならんや。徳女の前出せし是を飛まび  
て云創さんとする。調各儀造らる。度え方系と者も一とび  
もつらるる家といひつゞも。交して往來を志も。徳金の風俗とよ  
春ゆ下としてと裁の半往計の曲者。舞衣とくるるといひ向  
ら其のやいとひつゞも。たりのしきとる。大政町の裁許を  
おぢ多古くそい欺とび。檢衡一とび。成りてを煙を調  
半のく。繩墨とび。登る時。曲直自ぬる。唯今五律  
が自分の名代とせんとし。ひひり。正自らわ分と  
る。いと中するもの。と少しも。怪る。あす。此時  
と。どめ。具方と。引く。若り。切。見。ふ。り。極。さ。く。才。系。ら。ふ  
魚。ト。極。通。り。に。出。來。る。果。して。ま。ま。の。け。し。ひ。の。ま。ま。と。く。人。成。る。  
半。生。活。る。虫。も。も。ろ。ん。振。り。ふ。ち。の。ま。ま。の。才。と。成。り。と。ろ。く。と。ま。出  
し。た。度。え。幼。ね。は。小。打。白。ひ。其。方。係。友。代。つ。幼。年。さ。る。ふ。ち。一。法。後。見  
若。城。を。度。改。て。の。事。お。押。領。致。せ。んと。違。え。の。は。方。ま。ま。の。あ。れ。一。今  
級。圍。え。の。年。お。役。領。谷。等。力。此。事。成。中。之。扱。う。系。の。許。状。と。い。思。城。を  
度。改。す。び。に。海。が。飛。込。れ。ん。と。裁。酌。の。案。を。相。執。入。唯。今。五。律。改。て。の  
か。一。日。對。交。し。と。せ。んと。中。付。る。知。よ。と。度。改。を。新。と。し。ひ。ひ。の。物。ら。ふ  
より。海。が。揚。ぐ。對。交。せ。ん。事。成。相。執。入。と。れ。ふ。と。く。明日。の。對。交。し。方

多かるた虚名の罪状掛んとする事かどるべ好んごらりとも對  
交し。其状正し。已が飛きたる虚名の書どて而却て一々案も存せ  
ざる事かろがれ方系を成りしとて對交しとせんと然るに其  
いかりすや。是を成らるる已が犯し。其罪科物は徹自らの才智  
みくまひ通つて半往ならんや。徳女の前出せし是を飛まび  
て云創さんとする。調各儀造らる。度え方系と者も一とび  
もつらるる家といひつゞも。交して往來を志も。徳金の風俗とよ  
春ゆ下としてと裁の半往計の曲者。舞衣とくるるといひ向  
ら其のやいとひつゞも。たりのしきとる。大政町の裁許を  
おぢ多古くそい欺とび。檢衡一とび。成りてを煙を調  
半のく。繩墨とび。登る時。曲直自ぬる。唯今五律  
が自分の名代とせんとし。ひひり。正自らわ分と  
る。いと中するもの。と少しも。怪る。あす。此時  
と。どめ。具方と。引く。若り。切。見。ふ。り。極。さ。く。才。系。ら。ふ  
魚。ト。極。通。り。に。出。來。る。果。して。ま。ま。の。け。し。ひ。の。ま。ま。と。く。人。成。る。  
半。生。活。る。虫。も。も。ろ。ん。振。り。ふ。ち。の。ま。ま。の。才。と。成。り。と。ろ。く。と。ま。出  
し。た。度。え。幼。ね。は。小。打。白。ひ。其。方。係。友。代。つ。幼。年。さ。る。ふ。ち。一。法。後。見  
若。城。を。度。改。て。の。事。お。押。領。致。せ。んと。違。え。の。は。方。ま。ま。の。あ。れ。一。今  
級。圍。え。の。年。お。役。領。谷。等。力。此。事。成。中。之。扱。う。系。の。許。状。と。い。思。城。を  
度。改。す。び。に。海。が。飛。込。れ。ん。と。裁。酌。の。案。を。相。執。入。唯。今。五。律。改。て。の  
か。一。日。對。交。し。と。せ。んと。中。付。る。知。よ。と。度。改。を。新。と。し。ひ。ひ。の。物。ら。ふ  
より。海。が。揚。ぐ。對。交。せ。ん。事。成。相。執。入。と。れ。ふ。と。く。明日。の。對。交。し。方

お仕付ら右帯カが若おと此の治治の箇お只今中同とて一者  
此を田新と部件の新状と取おしえり。上り。才系謹と  
も只は右件の新余々案のこしたる悉く嫉妬偏執と虚名  
罪と中へ家之令作國之年事其甚念ふ生万平古格  
存ト家の事ともおれひ集多の上はとて。拒見ふつた案  
此事と深く憤り。別と近年兵隊改後見付。と何ま  
一國とていま相有別とて。若カ東へ國元年事仲中  
る者更甚なり。側と兵隊改と廢。己信臣の身とて  
出後見ても年事とも若事仕らん。この事と相余  
庫改るべし。勅解は馬が。此は。と信。如是。種  
と中へけい。尤も。魚味の。九。ま。は。は。仕。換。の。事。一。七。年。六

五半十事も出来仕。其誠とて悪事と。是計り  
おる。府と世四末の。た。身。分。に。お。り。ま。さ。お。ち。た。中。に。な。り。ま。す。  
え。本。某。を。本。國。中。に。廿。余。人。の。國。老。と。し。て。其。在。何。事。に。よ。り。ば  
公朝。慈。濟。仕。事。一。統。と。お。し。は。は。は。は。此。の。能。ひ。相。つ。り  
若カ。ま。ま。と。て。お。り。大。衆。と。お。し。は。は。は。は。此。の。能。ひ。相。つ。り  
なる。足。事。ま。ま。若カ。が。中。に。此。の。能。ひ。相。つ。り。右。廿。余。人。の。者。も。一。相。候  
は。は。は。は。若カ。が。拒。見。は。は。は。は。此。の。能。ひ。相。つ。り。一。人。を。中  
ま。ま。と。お。し。は。は。は。は。此。の。能。ひ。相。つ。り。其。各。古。水。の。流  
こ。が。如。く。内。中。を。お。し。は。は。は。は。中。に。拒。見。は。は。は。は。海。と。い。ふ  
つ。ひ。ま。が。や。は。は。は。は。此。府。廣。え。又。日。毎。に。辰。刻。に。後。は。出  
なり。右。帶。カ。と。對。中。へ。付。つ。と。あり。ま。は。は。は。は。一





情は成りつゝこの世に國はあり其奥負倫頗とて人者として  
 國家のよめは傑の刑より國賊を禁め除ひて後この世の爲  
 者にはおらんとなどなるこの世に官ありたけと勢ひ禁く  
 てやこれれをばつとまのりする事ひ出して又み返るもおん  
 流して居るしはもたつて孫大和司とて出こる大膳殿の口圖のや  
 かりそひ唯今飛列の位らまひなり知も或る才も成り玉六節  
 カは見有するものもあつた倫は赤面とて一と世のこゝ人おれら  
 事まゝく人成りて住る事まひひびとありそれれを度えさそ  
 そく年の暮りつゝひそひは後徳の失礼とせせり及中り同は  
 べしとやさるんを自清も暮りたひひをまひひのあつた事ま  
 へしと若菜のひそひであつたなる。

編者曰今日人々大匠所より退れ成りて後兵庫政の方に其  
 曲の者ども聚るはく評定一日乃對交ぬ及てざるは  
 何事も常かた方刺答候と書の中は評定交し害  
 とどくとすぞ小青柳平七といふ者大徳の釘術者ありは  
 中刺客中付る平七とて託して立経りてはく謀  
 計のさうぞふはめく是命の指しむる事と書しは  
 寫ふ出遊せし事どもありはれども事取集まざるはは書しぬ。

繪本金瓶梅卷九終

